

第24回 定時株主総会 ▶▶▶

招集ご通知

開催日時 2020年5月28日（木曜日）
午前10時

開催場所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

新型コロナウイルス感染症への対応として、当社役員およびスタッフはマスクを着用させていただく場合がございます。また、本株主総会にご出席予定の株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会会場において、感染症予防のためのご協力をお願いする場合がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。本株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.land.jp>）に掲載させていただきます。

目 次	
第24回定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	15
計算書類……………	18
監査報告……………	21
株主総会参考書類……………	24

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号
株式会社 ラ シ ョ ン ド
代表取締役社長 松 谷 昌 樹

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月27日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、2020年5月27日（水曜日）午後7時までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、26頁から27頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。
敬 具

記

1. 日 時 2020年5月28日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール

3. 目的事項 報告事項

1. 第24期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項 議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 議決権行使のお取り扱い

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.land.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知記載のもの他、上記の当社ウェブサイトに掲載した事項も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.land.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年 3 月 1 日から
2020年 2 月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に引き続き緩やかな回復基調が続いておりました。しかしながら、米中の貿易摩擦やイギリスのEU離脱などによる海外経済の動向、さらには新型コロナウイルスの発生・拡大による経済への影響など、依然として不安定な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、事業用地取得競争の激化や建築価格の上昇など、懸念材料も多く、厳しい経営環境が続いていたものの、当社グループが手掛けている太陽光発電所の流動化プロジェクト等の再生可能エネルギー関連投資事業につきましては、低金利や政府による経済政策を背景に、良好な資金調達環境を活用したエネルギーファンド等の組成が活発であり、大きなビジネスチャンスとなっております。しかしながら、新型コロナウイルスの発生・拡大による経済への影響が不透明であり、先行きが不安定な状況となっております。

このような環境下において、当社グループは「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、経営基盤の強化を図るとともに、更なる企業価値の向上を目指し、最大限の努力を継続してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,878百万円(前期比28.2%増)、営業利益は1,532百万円(前期比98.6%増)、経常利益は1,480百万円(前期比141.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,319百万円(前期比212.8%増)となりました。

各事業セグメントごとの業績につきましては、以下の通りであります。

なお、前連結会計年度において、「その他」として表示しておりました事業につきまして量的な重要性が増したため「リノベーション」事業として記載する方法に変更しております。

そのため、以下の前期比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(不動産投資事業)

不動産投資事業につきましては、共同事業形式等による事業用不動産の引渡しや共同事業の精算等を行った結果、売上高は1,067百万円(前期比20.7%増)、営業利益は902百万円(前期比229.7%増)となりました。

(再生可能エネルギー関連投資事業)

再生可能エネルギー関連投資事業につきましては、共同事業先と手掛けております太陽光発電所等の流動化プロジェクトの売上等を計上した結果、売上高は1,131百万円(前期比2.4%減)、営業利益は989百万円(前期比0.7%増)となりました。

(リノベーション事業)

リノベーション事業における中古住宅等の引渡しを行った結果、売上高は679百万円（前期比236.6%増）、営業利益は10百万円（前期は、21百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、リノベーション事業における事業資金として金融機関より、総額284百万円の資金調達を実施しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、「永続的に成長し続ける」企業体の構築を目指し、新たな事業機会の創出を含めた収益基盤の構築を行うことで、環境変化に強い高収益な企業体質の確立を目指しております。

今後の見通しにつきましては、政府より緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は日々深刻化しており、全世界において経済・景気の減速懸念が強まるなど、国内外の経営環境は厳しさを増していくことが予想されます。

このような状況の中、他社との差別化を推進し、長期的な競争優位性を維持しながら、収益力向上を図るため、特に以下の内容を重要課題として取り組んでまいります。

①資金調達力の強化

当社グループは、収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには、引き続き安定的な資金調達が課題であると認識しております。

そのため、更なる財務基盤の充実を図るとともに、当社グループの置かれている状況を総合的に勘案したうえで、円滑かつ多面的な資金調達を行ってまいります。

②事業基盤の拡充及び収益力の強化

当社グループは、当連結会計年度において、再生可能エネルギー関連投資事業における太陽光発電所の流動化プロジェクト等への投資を積極的に展開してまいりました。

当社グループといたしましては、現在、当社グループが手がけております太陽光案件の事業化に向け最大限の努力を継続するとともに、シナジー効果やリスク分散効果の観点から、バイオマス発電関連の案件や、不動産投資事業案件等にも引き続き投資を行うことで、事業基盤の拡充及び収益力を強化してまいり所存であります。

③内部管理体制の強化

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、引き続き、経営の健全性と効率性を高めていくことが必要と考えており、こうした課題の実現に向けて、コーポレートガバナンス・コードに添って、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加え、責任ある経営体制の構築及び経営に対する監督機能の強化並びに透明性の向上に努めることで、一層の体制強化を図ってまいります。

当社グループは、以上のような経営方針の下、当社のオリジナリティを発揮した事業展開を推進することで、着実な企業価値の向上を実現してまいります。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期
		2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期	(当連結会計年度) 2020年2月期
売上高 (千円)		4,331,472	4,372,039	2,244,687	2,878,343
経常利益 (千円)		787,475	1,341,070	613,420	1,480,621
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)		864,493	1,203,664	421,727	1,319,132
1株当たり当期純利益 (円)		2.00	1.80	0.36	0.92
総資産 (千円)		4,415,582	6,415,624	7,247,819	8,912,583
純資産 (千円)		2,208,506	3,652,171	6,070,249	7,389,381
1株当たり純資産額 (円)		3.98	4.70	4.21	5.13

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社TTSエナジー	1百万円	100.0%	再生可能エネルギー関連 投資事業

(注) 上記の他、2社の連結子会社がございます。

(8) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社3社で構成され、不動産事業を展開しており、「不動産投資事業」「再生可能エネルギー関連投資事業」「リノベーション事業」を報告セグメントとして営業しております。なお、各セグメントにおける事業内容は以下の通りであります。

セグメント区分	事業の内容
不動産投資事業	住宅用及び収益用不動産等の企画・開発・販売業務等 (共同事業形式による不動産投資等を含む。)
再生可能エネルギー 関連投資事業	太陽光発電所及びバイオマス発電所等の再生可能エネルギー関連施設の企画・開発 (共同事業形式による再生可能エネルギー関連投資等を含む。)
リノベーション事業	リノベーション事業 (中古住宅のリノベーション販売)

(9) 主要な営業所及び事業所（2020年2月29日現在）

当社

本社：神奈川県横浜市西区
株式会社T T S エナジー

本社：福岡県飯塚市

(10) 従業員の状況（2020年2月29日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	2名増	44.7歳	6.3年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であります。

(11) 主要な借入先の状況（2020年2月29日現在）

借入先	借入金残高
	千円
有限会社シーライフ	274,551
株式会社きらばし銀行	106,600
株式会社SBJ銀行	74,500

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

資本金につきましては、2019年5月30日開催の第23回定時株主総会において50,000千円に減資する旨を決議いただき、2019年7月25日に効力発生しております。

2. 会社の株式に関する事項（2020年2月29日現在）

(1) 発行可能株式総数 1,483,896,000株

(2) 発行済株式の総数 1,440,726,003株
(自己株式247,997株を除く)

(3) 株主数 32,403名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 谷 昌 樹	320,036,000株	22.21%
株 式 会 社 ラ ン ド コ ー ポ レ ー シ ョ ン	160,000,000	11.11
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	42,711,900	2.97
岡 秀 朋	29,805,200	2.07
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	21,589,900	1.50
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	17,679,800	1.23
楽 天 証 券 株 式 会 社	17,110,100	1.19
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	13,986,256	0.97
吉 福 優	12,500,000	0.87
栗 田 智 仁	11,243,000	0.78

(注) 持株比率は自己株式（普通株式247,997株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

種類株式につきましては、2019年5月30日開催の第23回定時株主総会において、A種種類株式の発行可能株式総数に関する規定を削除するとともに、普通株式の発行可能株式総数を変更する旨、決議いただいております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第10回新株予約権（2016年5月31日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	2016年5月31日
新株予約権の数（個）	110（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	550,000,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2
新株予約権の行使期間	自 2016年6月1日 至 2021年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 （注）2 資本組入額 （注）3
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する（注）4
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5,000,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、第10回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第10回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。ただし、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

- ②新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、3円とする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ①当社は、新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会が新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めた場合は、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の到来をもって、新株予約権1個につき新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- ②新株予約権の新株予約権者は、前項の場合、取得日まで新株予約権を行使することができないものとし、新株予約権の行使請求方法の定めにかかわらず、当社は、新株予約権の行使請求に応じる義務を負わない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年2月29日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 谷 昌 樹	
常務取締役	佐 瀬 雅 昭	管理部長
常務取締役	渡 部 隆	経営企画部長
取締役 （常勤監査等委員）	齊 藤 守 人	
取締役 （監査等委員）	五 十 嵐 啓 二	日比谷見附法律事務所 代表
取締役 （監査等委員）	大 畑 俊 信	大畑俊信税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏、五十嵐啓二氏、大畑俊信氏の3氏は社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏及び大畑俊信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）五十嵐啓二氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏は常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めるため及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため必要と判断しているためです。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に業務執行取締役を除く取締役（以下、「非業務執行取締役」という。）の責任限定契約に関する規定を設けており、当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）五十嵐啓二氏は、日比谷見附法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）大畑俊信氏は、大畑俊信税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度中の取締役会及び監査等委員会での活動状況

氏 名	主な活動内容
齊 藤 守 人	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
五 十 嵐 啓 二	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
大 畑 俊 信	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

取締役（監査等委員を除く。） 3名 108,000千円

取締役（監査等委員） 3名 15,600千円（うち社外3名15,600千円）

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第21回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額3,000万円以内と決議いただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人元和

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金額（千円）
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

（注）1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業理念」「経営理念」に基づき誠実に行動し、コンプライアンス重視の姿勢を周知徹底するため、取締役及び使用人に対して、関連諸法令に関する教育の充実等に努める。
- ② 業務監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムの強化を行う。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写できる状態に管理する。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査等委員会の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社の損失の危険については、それぞれの担当部署において、予見されるリスクの分析と識別を行い、必要に応じ、プロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とする。
- ② 各担当部署長は、内在するリスクを把握・分析・評価した上で適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。また、当該リスクの軽減に取り組む。
- ③ 内部監査室は内部監査規程に基づき、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告する。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 投資に関する案件は、原則として投資委員会の審議を要するものとする。当該投資委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び担当部署長により構成され、常勤監査等委員の立会いのもと、必要に応じて開催する。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社（子会社）の管理は、当社規程に従い、当社の管理部と、当該関係会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図り、協力して行う。
- ② 関係会社には、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人を派遣し、当該関係会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査等委員会は、当該会社の業務執行状況を監査する。
- ③ 各関係会社の事業運営については、各社の取締役より定期的に業務内容の報告を受け、重要案件については、事前協議を行うなど業務の適正を確保する。なお、各関係会社での投資案件等に関しては、原則として当社投資委員会の審議を要するものとする。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の独立性に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会の要請がある場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を選任する。
- ② 当該使用人の人事等については、事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
- ② 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が決裁する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して説明を求め、または報告を受けることができる。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）はその職務の執行状況や内部統制システムの構築及び運用状況等について、監査等委員会に報告する。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
- ⑤ 内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果を随時監査等委員会に報告するものとする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。
- ② 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、監査等委員会監査の重要性と有用性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
- ③ 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査等委員会監査の実効性確保を図るものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した改善点につきましては、是正措置等を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は下記のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

- ① 内部監査部門である内部監査室は、当社グループの内部監査を毎年定期的実施し、監査結果を担当役員に報告しております。
- ② 取引先との関係において、社内規定に基づき、取引先が反社会的勢力でないことを確認したうえで取引を開始するなど、反社会的勢力排除に対する取組みを実施しております。

(2) リスク管理体制の強化

- ① 内部通報制度により、当社従業員等が法令、定款、社内規則に違反する行為又は違反するおそれがある行為を発見した場合の報告、相談体制を構築し、運用しております。
- ② インサイダー取引防止のため、当社役職員が自社株式を売買する場合は、当社担当役員に事前申請し許可を得た場合のみ売買できる体制を取っております。

(3) 企業グループにおける業務の適正の確保

当社グループの管理につきましては、毎月の取締役会にて月次報告を行い、業績及び経営状況を報告しております。

(4) 監査等委員会の監査体制

- ① 監査等委員会は、毎月及び臨時に開催しており、更に常勤監査等委員につきましては、その他社内会議に出席して情報収集を行い、経営の監視を図っております。
- ② 当社は監査等委員の職務を補助する使用人を選任しております。当該補助使用人は業務部門を兼任しておりますが、監査等委員職務の補助にあたっては、取締役からの独立性が確保されております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への長期的な利益還元を経営の重要課題として位置づけております。利益配当につきましては、事業展開及び経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めつつ、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,866,754	流 動 負 債	1,502,201
現 金 及 び 預 金	754,359	短 期 借 入 金	160,100
た な 卸 資 産	6,940,640	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	274,551
短 期 貸 付 金	685,905	未 払 費 用	264,646
そ の 他	492,940	前 受 金	561,000
貸 倒 引 当 金	△7,092	未 払 法 人 税 等	183,405
固 定 資 産	45,828	そ の 他	58,498
有 形 固 定 資 産	4,833	固 定 負 債	21,000
建 物 及 び 構 築 物	2,526	長 期 借 入 金	21,000
そ の 他	2,306	負 債 合 計	1,523,201
無 形 固 定 資 産	5,653	純 資 産 の 部	
そ の 他	5,653	株 主 資 本	7,387,671
投 資 そ の 他 の 資 産	35,341	資 本 金	50,000
投 資 有 価 証 券	13,448	資 本 剰 余 金	2,797,818
保 証 金	20,519	利 益 剰 余 金	4,980,057
長 期 貸 付 金	152,746	自 己 株 式	△440,204
そ の 他	33,920	新 株 予 約 権	1,710
貸 倒 引 当 金	△185,294	純 資 産 合 計	7,389,381
資 産 合 計	8,912,583	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,912,583

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,878,343
売上原価		761,925
売上総利益		2,116,418
販売費及び一般管理費		583,599
営業利益		1,532,818
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,702	
その他の営業外収益	16,278	24,980
営業外費用		
支払利息	14,027	
貸倒引当金繰入額	59,641	
その他の営業外費用	3,508	77,177
経常利益		1,480,621
税金等調整前当期純利益		1,480,621
法人税、住民税及び事業税		161,489
当期純利益		1,319,132
親会社株主に帰属する当期純利益		1,319,132

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年3月1日 期首残高	8,616,192	8,380,912	△10,488,361	△440,204	6,068,539
連結会計年度中の変動額					
減資	△8,566,192	8,566,192			－
欠損填補		△14,149,286	14,149,286		－
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,319,132		1,319,132
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の 変動額合計	△8,566,192	△5,583,093	15,468,418	－	1,319,132
2020年2月29日 期末残高	50,000	2,797,818	4,980,057	△440,204	7,387,671

	新株予約権	純資産合計
2019年3月1日 期首残高	1,710	6,070,249
連結会計年度中の変動額		
減資		－
欠損填補		－
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,319,132
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)		－
連結会計年度中の 変動額合計	－	1,319,132
2020年2月29日 期末残高	1,710	7,389,381

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,077,952	流 動 負 債	758,005
現金及び預金	517,588	短期借入金	160,100
販売用不動産	295,112	1年内返済予定の長期借入金	274,551
仕掛販売用不動産	223,519	未払費用	264,646
共同事業出資金	350,000	未払法人税等	1,172
短期貸付金	685,905	その他	57,534
関係会社短期貸付金	3,755,002	固 定 負 債	102,943
その他	1,257,915	長期借入金	21,000
貸倒引当金	△7,092	債務保証損失引当金	81,943
固 定 資 産	47,854	負 債 合 計	860,948
有形固定資産	4,833	純 資 産 の 部	
建物	2,526	株 主 資 本	6,264,497
その他	2,306	資 本 金	50,000
無形固定資産	5,653	資 本 剰 余 金	2,797,818
その他	5,653	その他資本剰余金	2,797,818
投資その他の資産	37,367	利 益 剰 余 金	3,856,883
関係会社出資金	2,100	その他利益剰余金	3,856,883
関係会社長期貸付金	1,648,167	繰越利益剰余金	3,856,883
長期貸付金	152,746	自 己 株 式	△440,204
長期未収入金	345,241	新 株 予 約 権	360
その他	33,968	純 資 産 合 計	6,264,857
貸倒引当金	△2,144,856	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,125,806
資 産 合 計	7,125,806		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 3 月 1 日から
2020年 2 月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,747,343
売 上 原 価		761,925
売 上 総 利 益		985,418
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		435,241
営 業 利 益		550,177
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	77,945	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	16,265	94,210
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,027	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	30,290	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,580	47,897
経 常 利 益		596,489
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	3,073,094	3,073,094
税 引 前 当 期 純 利 益		3,669,583
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△187,299
当 期 純 利 益		3,856,883

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本			資 余 金			
		資 本 金	そ の 他 資 本 金	資 本 余 金 計	利 益 金	そ の 他 利 益 余 金	利 益 余 金 計	利 益 余 金 計
		資 本 金	そ の 他 資 本 金	資 本 余 金 計	利 益 金	そ の 他 利 益 余 金	利 益 余 金 計	利 益 余 金 計
期 首 残 高	8,616,192	8,380,912	－	8,380,912	2,516	3,800,000	△17,951,802	△14,149,286
当 期 変 動 額								
減 資	△8,566,192		8,566,192	8,566,192				
資本準備金の振替		△8,380,912	8,380,912	－				
利益準備金の振替					△2,516		2,516	－
別途積立金の取崩						△3,800,000	3,800,000	－
欠 損 填 補			△14,149,286	△14,149,286			14,149,286	14,149,286
当 期 純 利 益							3,856,883	3,856,883
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△8,566,192	△8,380,912	2,797,818	△5,583,093	△2,516	△3,800,000	21,808,685	18,006,169
期 末 残 高	50,000	－	2,797,818	2,797,818	－	－	3,856,883	3,856,883

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計		
期 首 残 高	△440,204	2,407,614	360	2,407,974
当 期 変 動 額				
減 資		－		－
資本準備金の振替		－		－
利益準備金の振替		－		－
欠 損 填 補		－		－
別途積立金の取崩		－		－
当 期 純 利 益		3,856,883		3,856,883
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－		－
当期変動額合計	－	3,856,883	－	3,856,883
期 末 残 高	△440,204	6,264,497	360	6,264,857

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年4月16日

株 式 会 社 ラ ン ド
取 締 役 会 御 中

監 査 法 人 元 和

指 定 社 員 公 認 会 計 士 星 山 和 彦 ㊞

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 野 井 俊 明 ㊞

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ランドの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年4月16日

株式会社ランド
取締役会御中

監査法人 元和

指定社員 公認会計士 星山和彦 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山野井俊明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ランドの2019年3月1日から2020年2月29日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月17日

株式会社ランド 監査等委員会

常勤監査等委員	齊 藤 守 人 ㊞
監査等委員	五十嵐 啓 二 ㊞
監査等委員	大 畑 俊 信 ㊞

（注）監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】取締役候補者一覧

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	まつ 谷 昌 樹	代表取締役社長 再任
2	さ 佐 瀬 雅 昭	常務取締役 管理部長 再任
3	わた 部 隆	常務取締役 経営企画部長 再任

再任：再任取締役候補者

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社 の株式数
1	まつ たに まさ き 松 谷 昌 樹 (1968年6月7日)	1991年4月 株式会社大京 入社 1996年12月 当社設立 代表取締役社長（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 当社の創業者として長年に亘り経営の指揮を執り、熱意と強い責任感を持って経営にあたっております。不動産業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験をもとに、今後も強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。	320,036,000株
2	さ せ まさ あき 佐 瀬 雅 昭 (1965年9月18日)	1988年4月 株式会社大京 入社 1999年3月 株式会社シード 入社 2000年3月 オートバイテル・ジャパン株式会社 入社 2001年2月 当社入社 管理部長（現任） 2003年5月 当社取締役 2007年5月 当社常務取締役（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 当社及び当社グループ会社の取締役として長年に亘り管理部門全体を統括し、経営課題に対し着実に取り組んでおります。その実績、能力、不動産業界における長年の経験等により、経営に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	170,300株
3	わた なべ たかし 渡 部 隆 (1965年7月1日)	2002年5月 当社 入社 2006年4月 当社管理部次長 2007年4月 当社経営企画部長（現任） 2013年5月 当社取締役 2017年5月 当社常務取締役（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 入社以来、管理部門及び経営企画部門に従事して要職を歴任し、現在では常務取締役として当社グループの事業を牽引しております。事業戦略の意思決定にも深く携わっており、今後も当社経営への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。	69,600株

（注）各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年5月27日（水曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines on a light gray background.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール



交 通 J R 線、東急東横線、京浜急行線「横浜駅」西口より徒歩 9 分
相模鉄道線、横浜市営地下鉄「横浜駅」9 番出口より徒歩 6 分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。